

事業者さま向けご説明資料  
＜低圧FIT卒業電源＞

2019年7月

中国電力株式会社

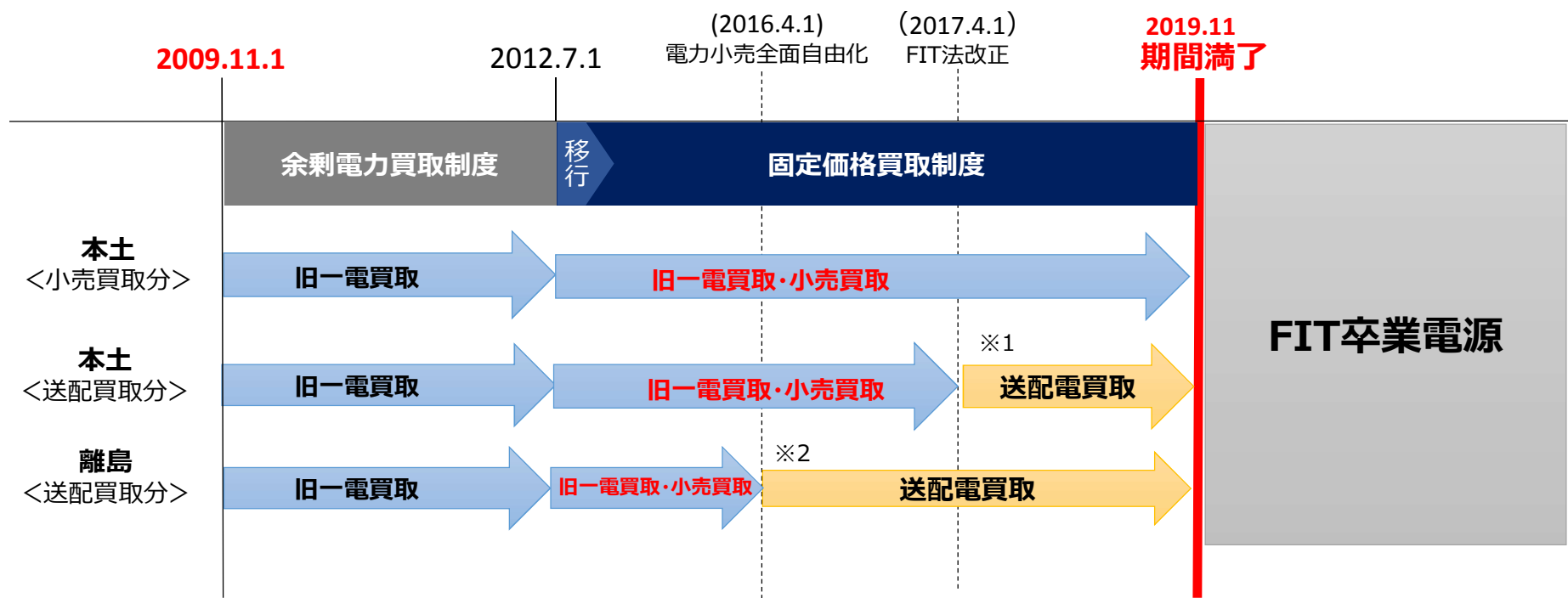
# 目 次

➤ 買取期間満了の概要 .....	2	~	6
➤ 買取期間満了に伴う申込方法（現買取事業者さま向け） .....	7	~	14
➤ 買取期間満了に伴う申込方法（新買取事業者さま向け） .....	15	~	20

# 買取期間満了の概要

## <背景>

- 2009年に開始された太陽光発電の余剰電力買取制度の適用を受け導入された太陽光発電設備は、2019年11月以降順次、10年間の買取期間を終えることとなります。
- 買取期間を終えることを「買取期間満了」、買取期間満了後の電源を「FIT卒業電源（=卒FIT）」と言います。



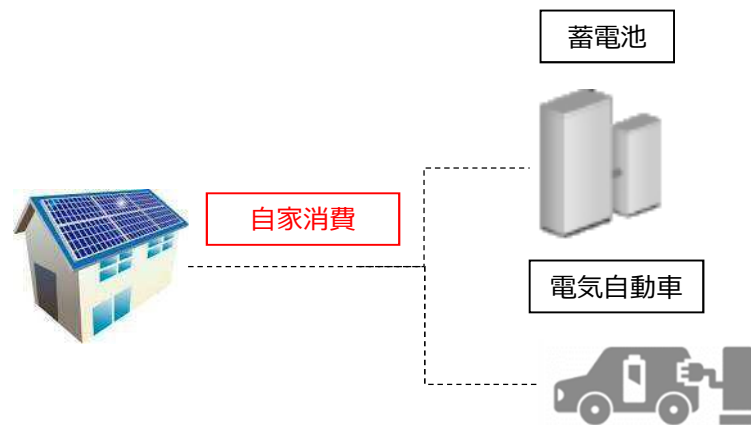
※1 FIT法改正後に再点した場合は、送配電買取へ移行。

※2 電力小売全面自由化後においては、小売電気事業者が離島へ参入していないことから、送配電事業者が買取を実施。

- 買取期間満了後における発電者の選択肢は、次の2通りです。
  - ①蓄電池や電気自動車などと組み合わせて自家消費
  - ②小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電

※①と②を組み合わせることも可能です。

## ①自家消費



蓄電池や電気自動車などを組み合わせることで太陽光発電でまかなえる電力を増やし、自動車の動力や家庭の電気製品などの電力として発電者が使用することが可能です。

## ②相対・自由契約



発電者は小売電気事業者などと個別に契約することで、余剰電力を売電することが可能です。

- 買取期間満了後に相対・自由契約を選択した場合、FIT卒業電源の買取パターンは次の2通りです。
  - (A) 新たな売電契約に切り替え、現在の買取事業者が買取を継続。
  - (B) 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へ売電契約を切替。

## (A) 現在の買取事業者が買取を継続



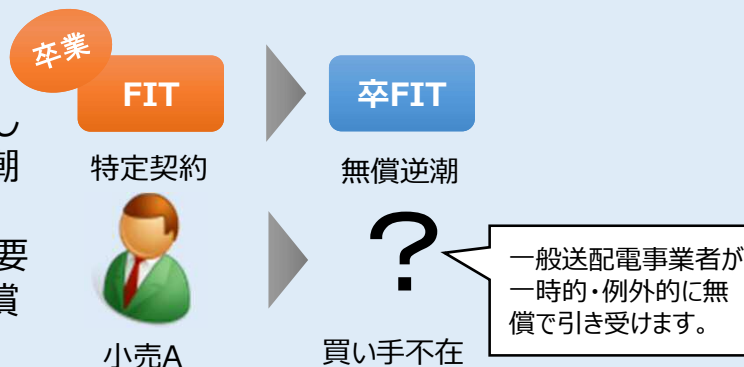
※現在の買取事業者が一般送配電事業者の場合、一般送配電事業者はFIT卒業電源の買取先（発電契約者）にはならないため、対象外。(B)のみ選択可能。

## (B) 新たな買取事業者へ売電契約を切替



## 余剰電力の一時的な買い手不在時の対応

- 買取期間満了後、新たな買取事業者との売電契約の切替が滞ってしまった場合など一時的に余剰電力の買い手が不在（無契約での逆潮流）となるケースがあります。
- 無契約の逆潮流による買い手不在の余剰電力については、国からの要請に基づき一時的・例外的な受け皿として一般送配電事業者が無償で引き受けることとなります。（この状態を「無償逆潮」と言います。）



- 国の審議会での要請事項は下記のとおりです。
- 下記の要請に伴い、現在の買取事業者はFIT卒業対象者へ買取期間満了の通知を実施します。

## <現在の買取者による個別通知> (国の審議会での要請事項)

全てのFIT卒業対象者に確実に認知してもらうため、買取期間が終了する旨の個別通知を行うことを現在の全ての買取者に要請することとする。通知時期については、検討を先延ばしし過ぎることなく、かつ十分な検討期間を確保する観点から、各対象者の買取期間終了の6ヵ月前～4ヵ月前（システムの制約により技術的に困難な場合は、3ヵ月前）の間に行うことが適当である。

## <ご留意いただきたいこと>

- 次頁より申込方法のご案内になりますが、FIT卒業電源の買取を行う場合、現在の買取事業者によってお申込みの手段が異なります。そのため、発電者へ現在の買取事業者をご確認いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。
- お申込みの手段は、次の3通りです。
  - ①現在の買取事業者が買取を継続する場合、申込書によるお申込み（SW支援システム対象外）
  - ②現在の買取事業者が小売電気事業者で、買取期間満了等を機に新たな買取事業者が買取を行う場合、SW支援システムによるお申込み
  - ③現在の買取事業者が一般送配電事業者で、買取期間満了等を機に新たな買取事業者が買取を行う場合、申込書によるお申込み（SW支援システム対象外）

# 買取期間満了に伴う申込方法 (現買取事業者さま向け)



- 新たな売電契約に切り替え、現在の買取事業者が買取を継続する場合、**FIT特例BGから非特例BGへの変更手続きが必要となります。**※
- BG変更申込みは、申込書の提出をお願いいたします。

※但し、買取期間中すでに非特例BGに所属しているFIT地点を除く。

## <BG変更申込み方法>

### ○申込み書類

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書（※**BG変更申込み専用様式**）

### ○申込み方法

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書へ記入押印の上、別紙と合わせて以下のメールアドレスへご送付いただき、後日、本書を以下へ郵送してください。

〒730-0855 広島市中区小網町6番12号 中電工 平和大通りビル7階  
中国電力株式会社 ネットワークサービスセンター

- ◆ E-mail : T2NSCB@pnet.energia.co.jp
- ◆ Tel : 082-544-2673 Fax : 082-544-2678
- ◆ 受付時間 : 9時～12時および13時～17時（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日・5月1日を除く）

### ○提出期限

- ・受電開始希望日（FIT買取期間満了日の翌日）の10営業日前

## 現在の買取事業者が買取を継続



## ・発電量調整供給兼基本契約申込書

平成 年 月 日

(選択して下さい) 御中

### 発電量調整供給兼基本契約申込書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。  
 なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発電契約者名	名称	〇〇〇電力株式会社	発電契約者の印
	役職	代表取締役社長	
氏名	氏名	電力 太郎	
	住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目1-1	
連絡者名	所属	電力販売部	
	氏名	電力 花子	
(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)	住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目1-1	
	電話・FAX	***-123-4567	
	E-mail	△△△@〇〇〇.co.jp	

2. 申込内容

発電量調整供給の開始希望日	別紙のとおり	
受電側接続検討と同時の申込希望	希望しない	
受電地点ごとの事項		
申込内容	申込件数	
	受電地点	
地点の追加	件	
契約受電電力の変更	件	
地点の削除	契約廃止	件
	設備撤去	件
契約受電電力の変更を伴わない設備変更	件	
その他の変更 (B Gコード 変更)	*** 件	
特記事項		

本申込書を受領する一般送配電事業者は、発電量調整供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

## ・申込書別紙 ※BG変更申込み専用

No	発電量調整供給開始希望日	発電者の名称(発電所名)		受電地点特定番号 半角22桁 スペース等入力しないで下さい	発電場所		託送供給等約款における 発電者に関する事項の遵守 について承諾いただいているか
		カタカナ ※全角	漢字		郵便番号	住所	
例	2019/4/1	〇〇ハツデンショ	〇〇発電所	0X00121000123456789012	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	はい

③			
BGコード(今回)	低圧発電者群 系統コード(今回)※	BGコード(従来)	低圧発電者群 系統コード(従来)※
GA777	XX000	GA999	XX001

④

### <記入時の注意事項>

- ① 受電地点特定番号（22桁）の記載が無い場合は、処理ができないため申込みを返却させていただきます。
- ② 託送供給等約款における発電者に関する事項の遵守について発電者さまにご承諾いただき、その旨の記入をお願いいたします。
- ③ BGコード（今回）はBGコード（従来）とは異なるBGコードの記入をお願いします。なお、FIT卒業電源が所属するBGは、FIT特例を適用していないBGである必要があります。
- ④ BGコードおよび低圧発電者群系統コードは、事前に広域機関へ申請が必要となります。

- 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へスイッチングとなる場合、SW支援システムによるお申込みとなります。現在の買取事業者さまは「**SW受電廃止**」をお申込みください。
- 廃止取次に対する判定を行う際には、受電廃止年月日に留意して自社登録データとの照合を行ってください。

### 新たな買取事業者へスイッチング



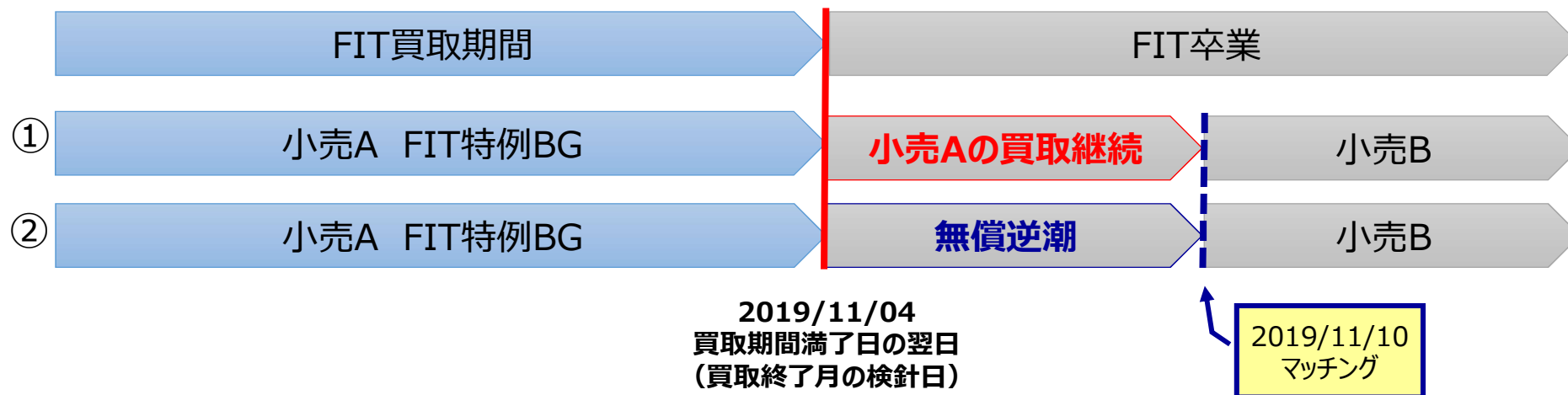
#### ➤ 受電廃止年月日

- 受電廃止年月日は、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）以降指定可能です。
- 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へスイッチングとなる場合は、**受電廃止年月日が買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）であることを確認してください。**  
買取期間満了日の翌日より遅い日付でマッチングした場合は、次頁の対応が必要になります。

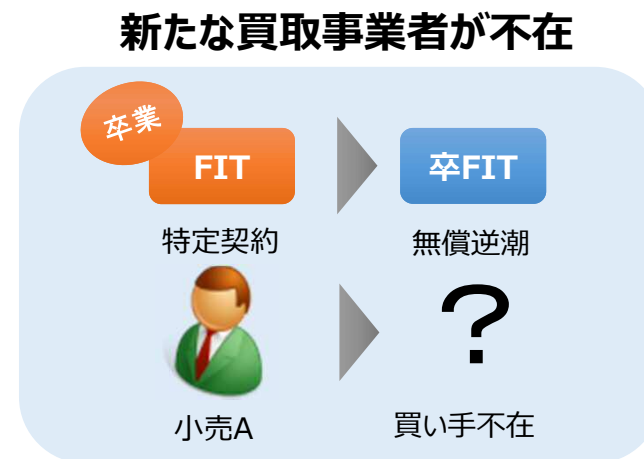
- FIT買取期間満了日の翌日より遅い日付でマッチングした場合、FIT買取期間満了日以降、次の買取事業者の買取開始日までの期間を次のいずれかとする必要があります。
  - ① 現小売電気事業者の継続買取
  - ② 無償逆潮とする
- ①を志向された場合、FIT特例BGから非特例BGへの変更手続きが必要となります。

## 【イメージ図】

- ・FIT買取期間終了月…11月
- ・11月の検針日…11月4日

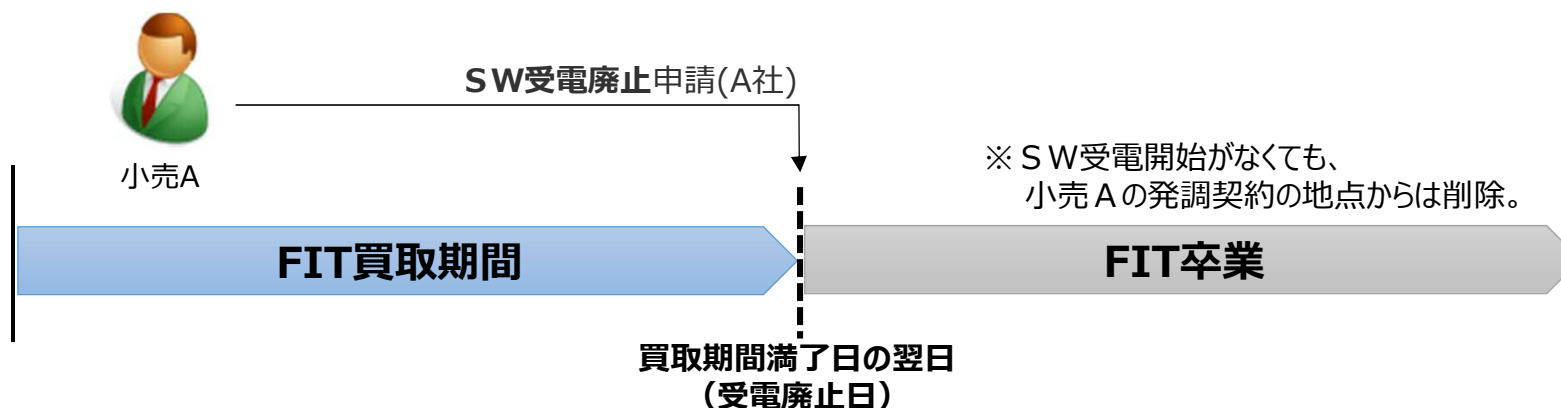


- **発電者が買取期間満了後も売電を継続する場合**で、現在の買取事業者よりSW受電廃止申込みがあったものの、新たな買取事業者からSW受電開始申込みがないときは、一般送配電事業者にて一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）と判断し、管理を行います。
- 買取期間満了後、FIT卒業電源の買取を継続しない場合は、必ず「**SW受電廃止**」の申込みを行ってください。

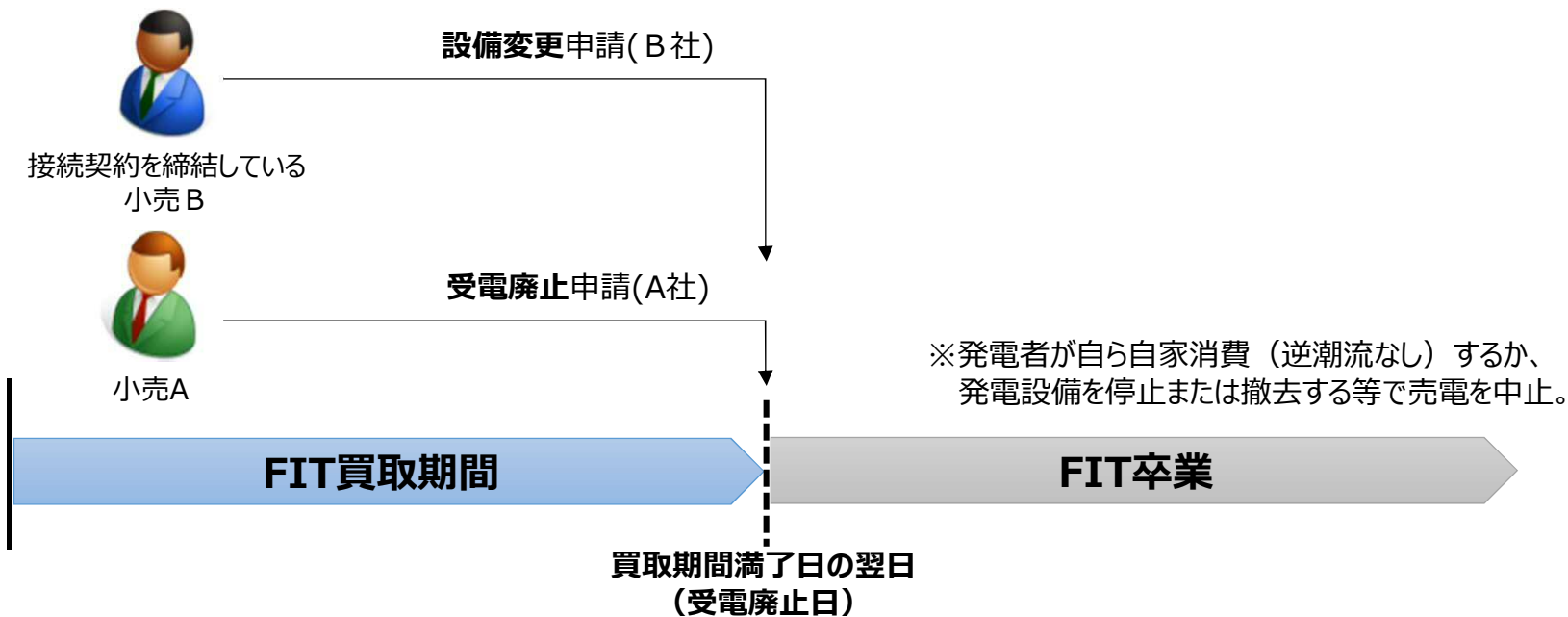
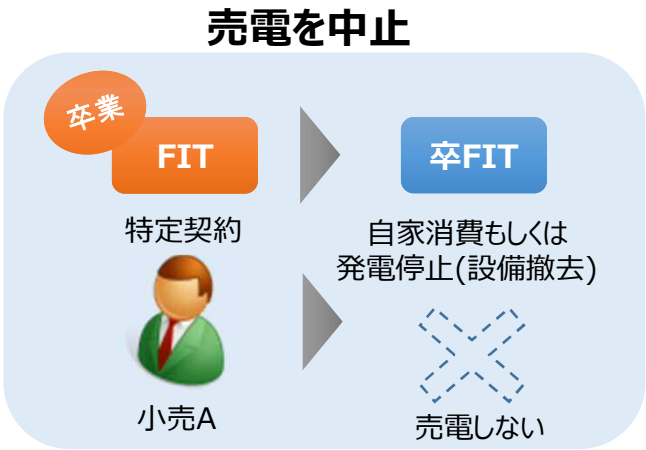


## ➤ マッチング期限日までにマッチングしない場合

- 新たな買取事業者からSW受電開始申込みがない状態で、マッチング期限日を迎えた場合、SW支援システムマニュアルの通り受付行程は「却下」となります。
- 買取期間満了と同時のSW受電廃止申込みであること、現在の買取事業者に買取継続意思がないことを確認したうえで、新たな買取事業者によるSW受電開始申込みがなくても、「処理完了」となるよう一般送配電事業者にて個別に対応をいたします。



- 発電者が買取期間満了後、**自家消費等により売電を中止する場合もしくは発電設備を停止または撤去する場合には、SW支援システムにより「受電廃止」の申込みを行ってください。**
- なお、発電者が蓄電池や電気自動車等を設置することで自家消費（逆潮流なし）を希望される場合、逆電力継電器の設置および接続契約を締結している小売電気事業者より、「設備変更」の申込みを行う必要があります。



# 買取期間満了に伴う申込方法 (新買取事業者さま向け)



- 買取期間満了を機に、新たな買取事業者としてスイッチング申込みする場合、現在の買取事業者によってお申込み方法が異なります。
  - ・小売電気事業者（中国電力株式会社（小売電気事業者）を含む）の買取地点 …SW支援システム
  - ・中国電力株式会社（一般送配電事業者）の買取地点 …申込書
- 発電者のお手元に届いている**買取期間満了に伴う個別通知の「現在の販売先」をご確認いただいたうえで**お申込みいただきますようお願いいたします。

## 一般送配電買取の個別通知＜例＞

現在の販売先 = 「中国電力株式会社（一般送配電事業者）」  
⇒送配電買取

〒 730-8701  
広島県広島市中区小町 4-33

〇〇 〇〇 様

**【重要】「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による買取期間満了に関する重要なお知らせ**

※ご契約名義等と異なる場合は、右記までお申し付けください。

お問い合わせ  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
XXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXX  
中国電力株式会社 △△営業所  
TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

お問い合わせ等は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の9:00～17:00までお願いします。  
（年末年始：12月29日から1月3日）

YYYY年MM月DD日

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
お客さまの発電設備について、以下のとおり固定価格買取制度にもとづく買取期間が満了いたしましたのでお知らせいたします。買取期間満了に伴う手続き等については、別紙をご覧ください。

【ご契約情報・買取期間満了日】（本書作成時点の情報にもとづき記載しております。）

契約名義	〇〇 〇〇 様
ご契約番号	5100-00000000-1
受電地点特定番号	07010000000001020000000
発電設備種別	太陽光
設備ID	F999999F34
発電場所（設置場所）	広島県広島市中区小町 4-33
最大発電電力	XXX kW
その他発電設備	
現在の販売先	中国電力株式会社（一般送配電事業者）
買取期間満了日	YYYY年MM月DD日（YYYY年MM月検針日の前日）

<ご参考> 過去1年間の買取電力量 (kWh)

YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月
YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月

※ご契約内容の変更等により、一部買取電力量が表示されない場合がございます。表示されていない期間の買取電力量は、当社までお問い合わせください。

以上

別紙

**固定価格買取制度にもとづく買取期間満了後の取扱いについて（重要）**

1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間満了について

- 固定価格買取制度にもとづく買取期間<sup>1</sup>は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次満了いたします。
- 買取期間満了後の電気は、以下のような選択肢によりご利用いただけます。
  - 選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュート等と組み合わせた自家消費の拡大
  - 選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。  
<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」>  
URL [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/)  
(資源エネルギー庁ウェブサイトは、「どうする？ソーラー」で検索いただけます。)  
【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日 9:00～18:00 土日祝日・年末年始除く）

※1. お引渡し前に設置されていた発電設備で売電されている場合、以前お住いの方が売電されていた期間も清算されます。そのため、お客さまご自身の売電期間が国の定める買取期間に満たない場合がございます。

2. 買取期間満了に伴うお手続きについて

- **一般送配電事業者としての中国電力（以下「当社」といいます。）との契約は終了しますので、新たな売電先をお選びいただき、新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申し込みください。**（新たな売電先については、上記の資源エネルギー庁ウェブサイト等をご参照ください）
- 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きに関われない場合、ご希望日から売電先変更ができない場合があります（以下のご注意事項もご確認ください）。

【ご注意事項】

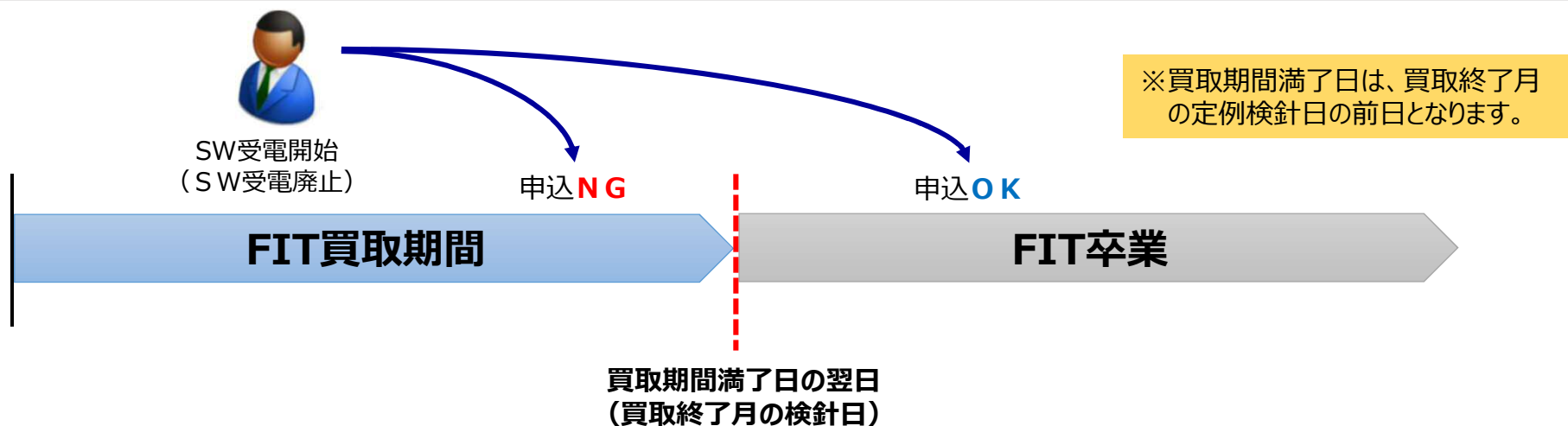
- ・買取期間満了後に売電先が不在となった場合<sup>2</sup>、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当分の間、当社システムへ連系し発電をご継続いただけますが、当社は補償（料金の支払）を行いませんのでご注意ください。
- ・詳細は、発電設備等の系統連系に関する要綱（低圧）をご参照ください。  
[http://www.energia.co.jp/elec/seido/pdf/youkou\\_tel.pdf](http://www.energia.co.jp/elec/seido/pdf/youkou_tel.pdf)
- ※2 買取期間満了までに売電先変更のお手続きが完了せず、一時的に買取先が不在となった場合を含みます。

・詳細については、当社ホームページ（<http://www.energia.co.jp/>）の「再生可能エネルギー買取制度のご案内」をご確認ください。（ホームページは「中国電力 再生可能エネルギー」で検索ください）  
・当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問い合わせ先までご連絡ください。

【固定価格買取制度とは？】  
・太陽光や風力発電等の再生可能エネルギー発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社が買取を行う制度です。（買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）  
・買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみならずにご負担いただいております。

## ➤ 申込可能期間

- SW受電開始日（SW受電廃止日）は、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）以降指定可能です。FIT買取期間中の日付でのスイッチング申込みはできません。**必ず発電者に買取期間満了日を確認のうえ、お申し込みください。**

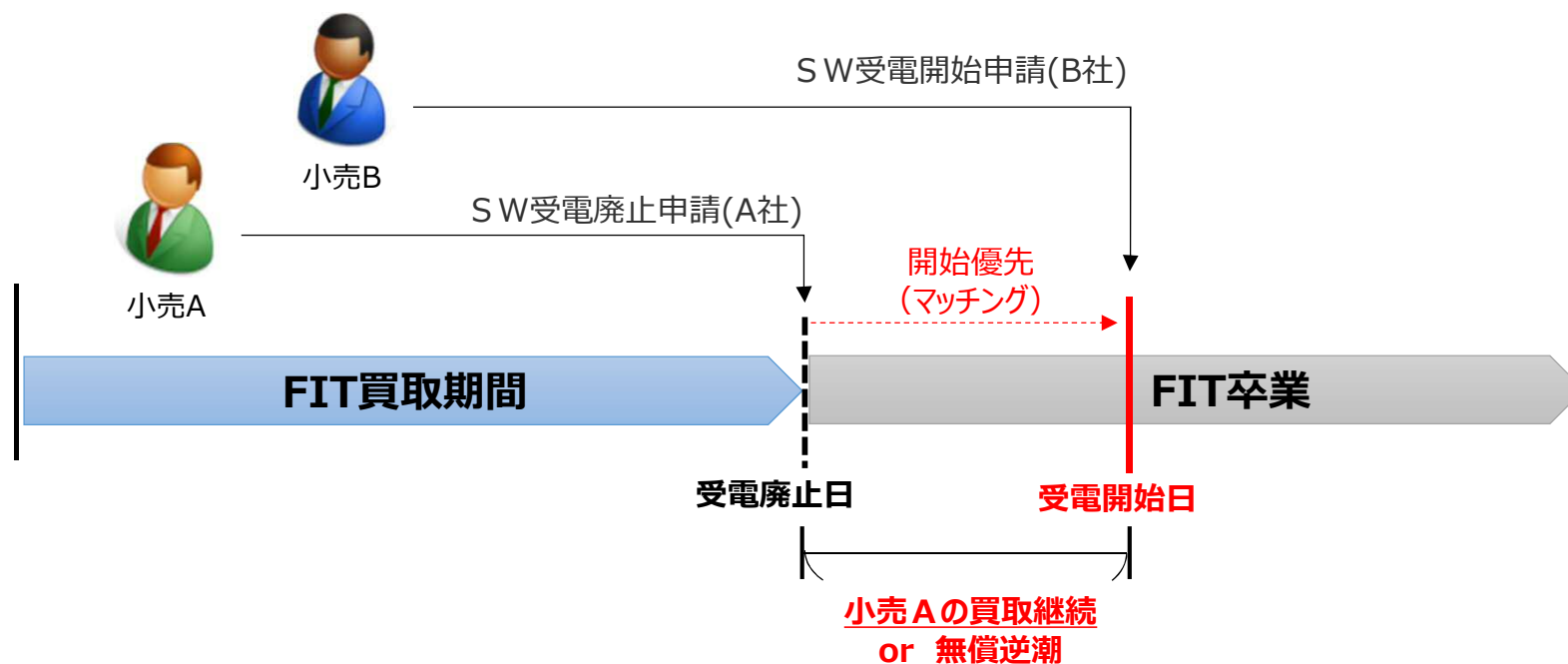


## ➤ 標準処理期間

- スwitching申込みにおける標準処理期間は、スマートメーターへの取替要否によって以下の通りです。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
取替工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、FIT買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）を選択してください。
取替工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	

- SW支援システム上、SW受電開始日（接続受電開始年月日）とSW受電廃止日（接続受電廃止年月日）が相違した場合は、供給地点におけるSWと同様にSW受電開始日（接続受電開始年月日）を優先してマッチングを行います。
- そのため、SW受電廃止日が買取期間満了日の翌日で申請されていても、SW受電開始日が買取期間満了日の翌日より遅い日で申請された場合、その間一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）が発生する可能性があります。FIT卒業地点へのSW受電開始日は、原則として、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）としていただくようお願いいたします。



- 現在の買取事業者が一般送配電事業者の地点はSW支援システムのお申込み対象外のため、書面によるお申込みが必要となります。
- **また、買取期間満了後、一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）となった地点についてもSW支援システム対象外のため、書面によるお申込みをお願いいたします。**

#### ○申込み書類

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書（従来通り）

#### ○申込み方法

- ・通常の発調契約におけるスイッチングと同様に、発電量調整供給兼基本契約申込書へ記入押印の上、別紙と合わせて以下のメールアドレスへご送付いただき、後日、本書を以下へ郵送してください。

〒730-0855 広島市中区小網町6番12号 中電工 平和大通りビル7階  
中国電力株式会社 ネットワークサービスセンター

E-mail : T2NSCB@pnet.energia.co.jp

Tel : 082-544-2673 Fax : 082-544-2678

受付時間 : 9時～12時および13時～17時（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日・5月1日を除く）

#### ○提出期限

- ・受電開始希望日（FIT買取期間満了日の翌日）の10営業日前

- 再生可能エネルギー電気卸供給とは、一般送配電事業者が法律で定められた買取価格で買い取った再生可能エネルギー（FIT）電気を、小売電気事業者などの契約者の希望により、卸電力取引市場を経由せずに直接卸供給することをいいます。
- あらかじめ決めていただいた電源は、FIT買取期間満了を機に一般送配電事業者との特定契約は終了します。（発電者は、新たな買取事業者へ売電契約を切替）
- 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の「地点の削除」手続きが必要となりますので、「**発電量調整供給兼基本契約申込書兼再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書**」のご提出をお願いいたします。
- なお、FIT卒業電源として買取を行う場合は、「**発電量調整供給兼基本契約申込書**」も合わせてご提出ください。

## 【再生可能エネルギー電気特定卸供給のイメージ】

